

里庄町地球温暖化対策実行計画

(第3次実行計画)

平成31年3月

里庄町



目 次

第1章 基本的事項	- 1 -
1. 計画策定の背景.....	- 1 -
2. 計画の目的.....	- 2 -
3. 計画の概要.....	- 2 -
4. 温室効果ガス排出量の算定方法.....	- 4 -
第2章 温室効果ガスの排出状況.....	- 6 -
1. 温室効果ガス総排出量.....	- 6 -
2. 温室効果ガス総排出量.....	- 7 -
3. 分別収集実施状況（実績）	- 9 -
第3章 目標.....	- 10 -
1. 温室効果ガス削減目標（長期目標）	- 10 -
2. 第3次実行計画の削減目標	- 11 -
3. 一部事務組合における施設について.....	- 12 -
4. 活動区分ごとの削減目標.....	- 13 -
第4章 取組.....	- 14 -
1. 目標達成のための取組内容	- 14 -
第5章 推進と点検・評価.....	- 20 -
1. 計画の推進・点検.....	- 20 -
2. 推進体制.....	- 20 -
3. 職員の環境意識の向上.....	- 22 -
4. 実施状況の点検及び評価	- 23 -
（参考）環境ラベル一覧.....	- 24 -

第1章 基本的事項

1. 計画策定の背景

地球温暖化の防止には、多様な社会経済活動の中で、住民、事業者、行政のすべてが、それぞれの立場に応じた公平な役割分担のもとで自主的・積極的に環境負荷低減への行動に参加する社会を実現することが必要である。

従来 of 工場や事業場に起因する公害問題は、法律等で規制することでできた。しかし、現在の環境問題は、自動車による排気ガス汚染や生活排水による水質汚濁など身近な問題から、地球温暖化、酸性雨、オゾン層の破壊など地球規模の問題まで広範囲にわたっている。

特に地球温暖化の進行による環境への影響は、①海面水位の上昇に伴う陸域の減少、②豪雨や干ばつなどの異常気象の発生、③生態系への影響や砂漠化の進行、④農業生産や水資源の影響、⑤マラリアなど熱帯性感染症の増加などが挙げられている。

これらの地球環境問題を解決するには、大量生産、大量消費、大量廃棄といった現在の社会経済活動やライフスタイルを見直し、廃棄物の発生抑制・再利用・再資源化や省エネルギー活動などにより、循環型社会に転換し、人間の行動が環境に与える負荷を減少させる必要がある。

こうした中、1992年6月にリオデジャネイロで「国連環境開発会議（地球サミット）」が開催され「国連気候変動枠組条約」が採択された。1997年12月に京都にて「第3回国連気候変動枠組条約締約国会議（COP3）」が開催され、温室効果ガス排出についての国際的な取組である「京都議定書」が採択された。2015年11月にパリにて「第21回国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）」が開催され、地球温暖化対策の新しい国際ルール「パリ協定」を採択、2016年11月4日に発効した。

「パリ協定」では、産業革命前と比較して世界の平均気温上昇を2℃未満に抑えること、できれば1.5℃未満に抑えるよう努力することが目標として掲げられ、すべての国に温室効果ガスの削減目標を設け、その達成に向けて努力することになった。

我が国は、2030年度に温室効果ガス排出量を2013年度比で26%削減するとの中期目標を掲げ、「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）」並びに「地球温暖化対策計画」により、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図ることとしている。

この地球温暖化対策の推進を図るにあたって、国・地方公共団体・事業者・市民がそれぞれの役割分担を認識し、一体となって実施していくことが求められている。

2. 計画の目的

温対法第 21 条の規定では、地方公共団体に対し、国が定める地球温暖化対策計画に即して、地方公共団体実行計画（事務事業編）を策定するものとしている。

本町でも、2005 年に、「里庄町地球温暖化防止計画（第 1 次実行計画・計画期間：2006 年度～2009 年度）を策定、2011 年に同実行計画（第 2 次実行計画・計画期間：2011 年度～2015 年度）を策定し、本町の事務及び事業活動によって排出される温室効果ガスの削減に取り組んできた。2016 年度以降、本町は当該実行計画を策定していなかったが、政府の地球温暖化対策計画では、基準年度である 2013 年度の温室効果ガス排出量を、目標年度である 2030 年度には 40%削減すると定めていることから、新たに政府の目標値を遜色ない温室効果ガス排出量 40%を目指した、里庄町地球温暖化対策実行計画（第 3 次実行計画）を策定することとした。

3. 計画の概要

（1） 計画の期間

国の温室効果ガス削減目標と整合させるため、本計画の基準年度を 2013 年度とし、目標年度は計画期間の最終年度である 2023 年度とする。

また、国の削減目標を踏まえ、2030 年度の長期目標についても設定する。

（2） 計画の対象範囲

実行計画の対象範囲は、原則として本町が実施するすべての事務及び事業活動とし、2019 年 4 月 1 日現在の里庄町機構図に掲載されているすべての部署とする。

① 削減対象施設

削減対象施設は、

- ◆町が直接管理する本庁舎及び公共施設
- ◆町職員が常駐する施設とし、実行計画により温室効果ガス削減目標を設定・管理するものとする。

対象施設

- ・里庄町役場本庁舎 ・福社会館 ・健康福祉センター ・中央公民館（老人センター）
- ・東公民館 ・西公民館（仁科会館） ・総合文化ホール ・図書館 ・里庄中学校
- ・里庄西小学校 ・里庄東小学校 ・里庄西幼稚園 ・里庄東幼稚園
- ・介護老人保健施設里見川荘

② 削減対象外施設

削減対象外施設は、

- ◆町の直接管理下でない施設
- ◆外部への委託等により実施する事業・施設（一部事務組合での事業を含む）
- ◆町職員が常駐しない施設（街路灯、ポンプ場等）
- ◆基準年度以降に供用開始された施設
- ◆人命を預かる施設

とし、削減目標は設定せず、排出量の調査・把握に努めるものとする。

なお、外部への委託等により実施する事業及び本町が構成員となっている一部事務組合における事業については、実行計画の対象範囲ではないが、温室効果ガスの排出抑制等の措置が可能なものについては、受託者等に対して、必要な措置等を講じるよう要請し、または組合構成員として温室効果ガスの削減に最大限努めるものとする。

■委託等により行う事業

- ・ごみの収集事業（民間委託）
- ・下水道処理施設（笠岡市へ委託）
- ・ごみ処理施設（一部事務組合で管理・運営）

(3) 調査対象の温室効果ガス

第1次実行計画と第2次実行計画では、温対法第2条第3項に規定する7物質のうち、二酸化炭素（CO₂）のみを計画の対象としてきたが、公用車の走行によりメタン（CH₄）と一酸化二窒素（N₂O）、自動車用エアコンの使用によりハイドロフルオロカーボン（HFC）の排出があることから、第3次実行計画においては、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）の4物質を計画の対象とする。

温対法第2条第3項

3 この法律において「温室効果ガス」とは、次に掲げる物質をいう。

- (1) 二酸化炭素
- (2) メタン
- (3) 一酸化二窒素
- (4) ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの
- (5) パーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの
- (6) 六ふっ化硫黄
- (7) 三ふっ化窒素

■各温室効果ガスの特性

温室効果ガス	我が国での排出実態
二酸化炭素 (CO ₂)	産業、民生、運輸部門などにおける燃料の燃焼に伴うものが全体の9割以上を占め、温暖化への影響が大きい。
メタン (CH ₄)	稲作、家畜の腸内発酵などの農業部門から出るものが半分を占め、廃棄物の埋立からも2～3割を占める。
一酸化二窒素 (N ₂ O)	燃料の燃焼に伴うものが半分以上を占めるが、工業プロセスや農業からの排出もある。
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	エアゾール製品の噴射剤、カーエアコンや冷蔵庫の冷媒、断熱発泡剤などに使用。
パーフルオロカーボン (PFC)	半導体製造用や電子部品などの不活性液体などとして使用。
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体製造用などとして使用。
三ふっ化窒素 (NF ₃)	半導体や液晶製造用のクリーニング剤、エッチング剤などに使用。

4. 温室効果ガス排出量の算定方法

- ① 温室効果ガスの排出量は、活動量（燃料使用量等）に単位あたりの発熱量として政令で定められた係数を乗じて得られる量に、政令で定められた炭素排出係数を乗じて得られる量に、12分の44を乗じて算定する。

$$(\text{各温室効果ガスの排出量}) = (\text{燃料使用量}) \times (\text{単位発熱量}) \\ \times (\text{炭素排出係数〔発熱量ベース〕}) \times 44 / 12$$

- ② ①により、6種類の温室効果ガスごとに算定された排出量に、それぞれのガスの地球温暖化係数（GWP）を乗じて、すべてのガスを二酸化炭素に換算し、最終的に温室効果ガスの総排出量を算定する。

$$(\text{温室効果ガスの総排出量}) = \sum \{ (\text{各温室効果ガスの総排出量}) \times \text{GWP} \}$$

電気の排出係数については、電力事業者が公表する排出係数を使用する。

■各種燃料の単位発熱量と炭素排出係数

燃料の区分	燃料使用量の単位	単位発熱量 (MJ/単位)	炭素排出係数 (kg-C/MJ)	単位発熱量×炭素排出係数×44/12 (kg-CO ₂ /kg,ℓ ,kWh)
ガソリン	ℓ	34.6	0.0183	2.32
灯油	ℓ	36.7	0.0185	2.49
軽油	ℓ	38.2	0.0187	2.62
LPG (液化石油ガス)	kg	50.2	0.0163	3.00
電気	kWh	—	—	0.669

出典：地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（1999年4月7日政令第143号）（2007年7月13日最終改正）
 電気は、一般電気事業者（中国電力株式会社）の平成29年度実排出係数（平成30年12月27日公表）

■地球温暖化係数

温室効果ガス	地球温暖化係数
二酸化炭素 (CO ₂)	1
メタン(CH ₄)	25
一酸化二窒素(N ₂ O)	298
ハイドロフルオロカーボン (HFC-134a)	1,430

※本町に該当する温室効果ガスのみ記載

第2章 温室効果ガスの排出状況

1. 温室効果ガス総排出量

2013年度から2017年度における温室効果ガスの排出量の推移については、次のとおりである。

2017年度の総排出量は、1,391 t-CO₂であり、基準年度比11.0%減となっている。この内、エネルギー起源CO₂が1,390 t-CO₂、公用車の走行関係が1 t-CO₂であり、総排出量のほとんどをエネルギー起源CO₂が占めている。

表2-1 温室効果ガス総排出量の推移

	(t-CO ₂)				
	2013年度 (基準年度)	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
エネルギー起源CO ₂	1,562	1,530	1,440	1,451	1,390
公用車の走行関係	1	1	1	1	1
総排出量	1,563	1,531	1,441	1,452	1,391
基準年度比増減率(%)	—	-2.0	-7.8	-7.1	-11.0

※1 エネルギー起源CO₂：電気や燃料の使用によるもの

※2 公用車の走行関係：公用車の走行距離、カーエアコンの台数によるもの

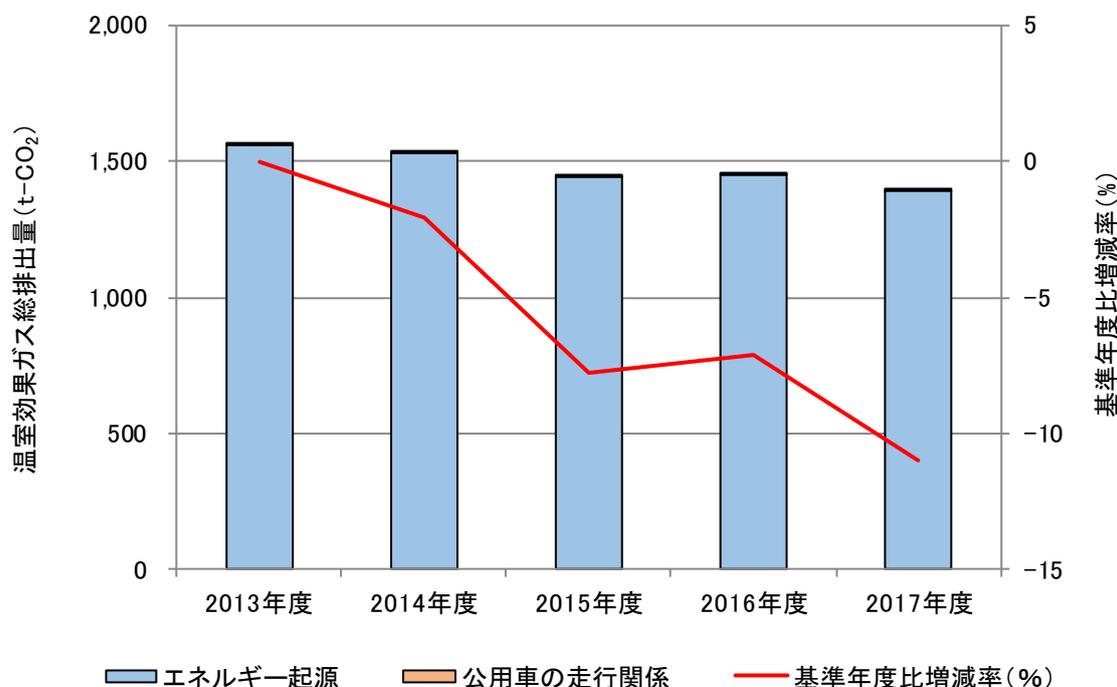


図2-1 温室効果ガス総排出量の推移

2. エネルギー起源CO₂排出量

エネルギー起源CO₂排出量は、基準年度が1,562 t-CO₂に対し、2017年度が1,390 t-CO₂となっており、基準年度比で11.0%減少している。

2017年度の活動区分ごとにみると、電気使用による排出量が最も多く、エネルギー起源CO₂排出量の約8割を占めている。その次はLPガスで約1割となっている。

表2-2 エネルギー起源CO₂排出量の推移

(t-CO₂)

活動区分		2013年度 (基準年度)	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	
電気		1,322	1,304	1,215	1,210	1,159	
燃料	施設	灯油	75	58	59	74	67
		LPガス	126	130	127	129	126
	公用車	ガソリン	37	37	36	36	37
		軽油	2	2	3	2	2
		エネルギー起源CO ₂ 排出量合計	1,562	1,530	1,440	1,451	1,390
基準年度比増減率(%)		—	-2.0	-7.8	-7.1	-11.0	

※表中の数値は、端数処理により合計値と一致しない場合があります。

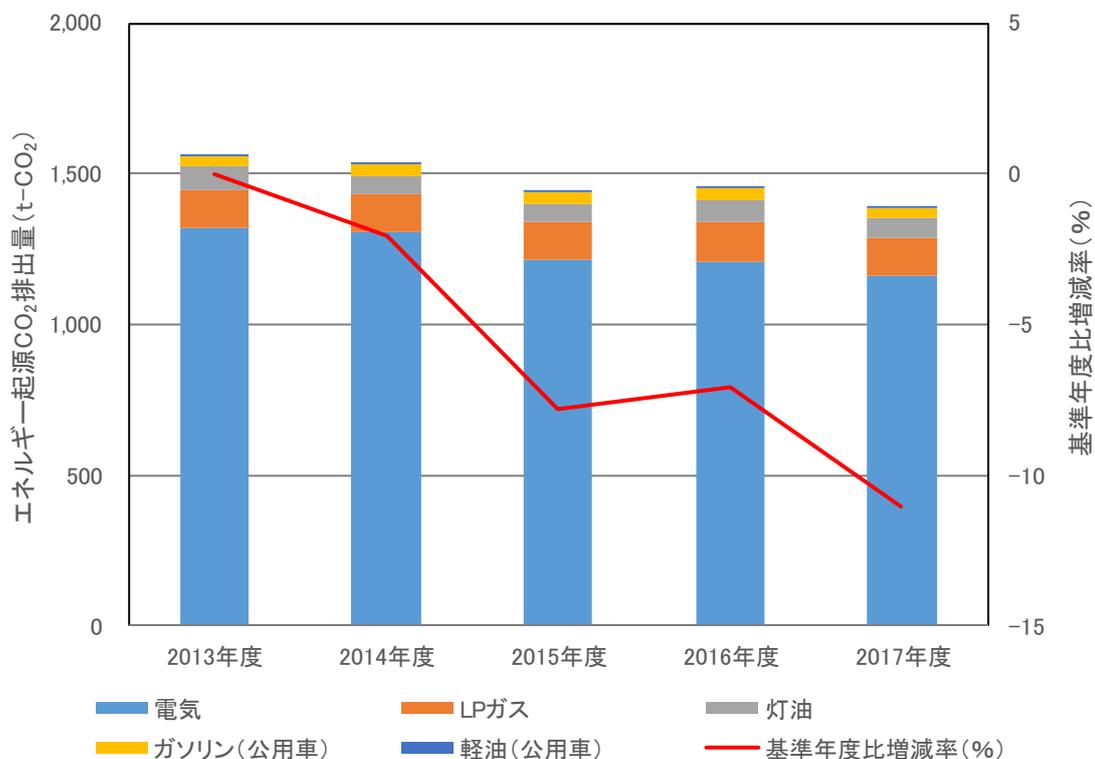


図2-2 エネルギー起源CO₂排出量の推移

表2-3 エネルギー使用量の推移

活動区分		単位	2013年度 (基準年度)	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	基準 年度比 増減率 (%)
電気		kWh	1,837,936	1,846,898	1,742,896	1,751,067	1,731,664	-5.8
燃料	灯油	L	30,280	23,267	23,878	29,505	26,818	-11.4
	LPガス	kg	41,968	43,290	42,294	43,140	41,981	0.0
	ガソリン (公用車)	L	15,926	15,742	15,660	15,623	15,728	-1.2
	軽油 (公用車)	L	760	593	1069	609	810	6.6

3. 分別収集実施状況（実績）

庁舎の2017年度の分別収集ごみ排出量は、3,833 kg であり、そのうち紙類が3,274 kg と約85%を占めている。ペットボトル・その他プラスチック類は210kgであった。

紙類及びペットボトル・その他プラスチック類の排出量は増加傾向にある。紙類においては特に、雑誌・その他紙（リサイクル用紙を含む）の収集量が増加している。

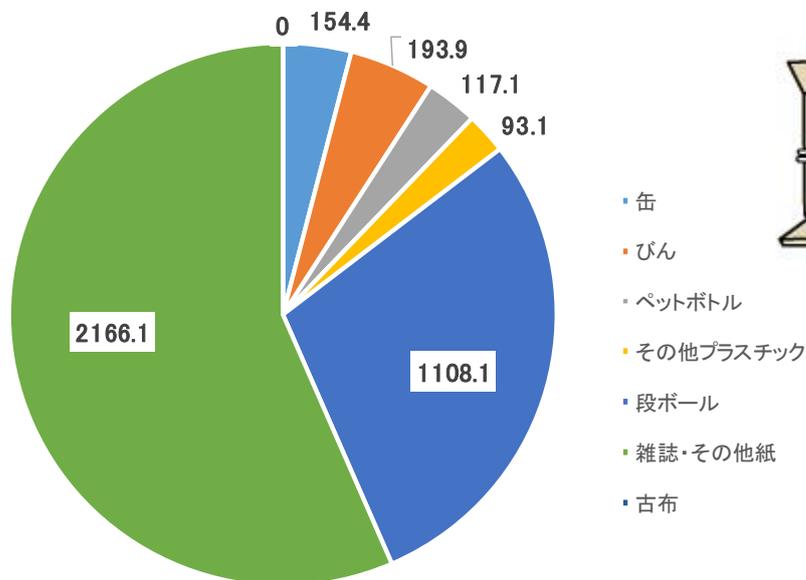


図2-5 2017年度の分別収集ごみ排出量

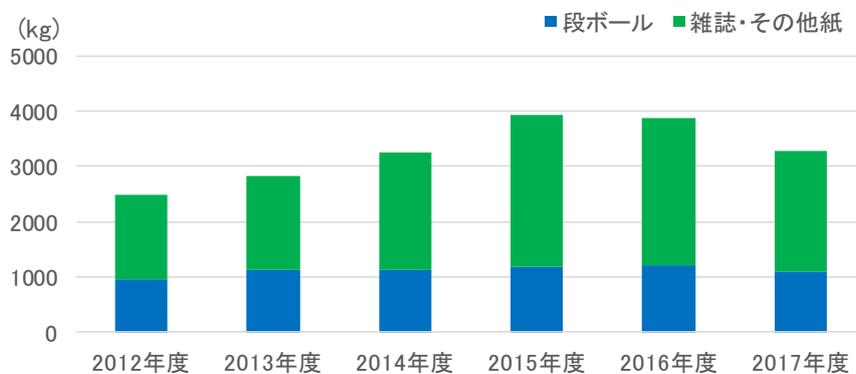


図2-6 紙類の排出状況

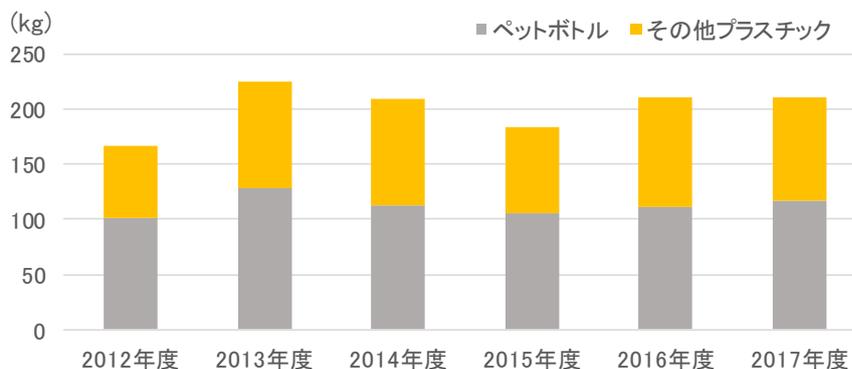


図2-7 ペットボトル・プラスチック類の排出状況

第3章 目標

1. 温室効果ガス削減目標（長期目標）

省エネ診断の結果をもとにした設備更新・運用対策を全町施設に展開する取り組みと、電気の排出係数の低減により、2030年度までに781 t-CO₂の削減が見込まれる。

この削減率は、基準年度の排出量に対して49.9%となる。

長期削減目標

2030年度における温室効果ガス排出量を2013年度比で49.9%削減する。

表 3-1 2030年度までの温室効果ガスの削減目標

番号	項目	取組内容	削減見込量	
			t-CO ₂	基準年度の 総排出量 に対して(%)
①	2013～2017年度までの取組 による削減・増加量	エネルギー起源CO ₂	172	11.0
		公用車の走行	0.3	0.0
②設備更新(照明のLED化及び空調の高効率化等)による取組			139	8.9
	省エネ診断結果	役場庁舎	12	0.7
		健康福祉センター	6	0.4
		里見川荘	26	1.7
		福祉会館	6	0.4
		老人福祉センター（中央公民館）	14	0.9
		総合文化ホール	10	0.7
		図書館	9	0.6
		中学校	9	0.6
	省エネ診断結果の 全庁展開	照明のLED化	45	2.9
		空調の高効率化	1	0.0
③ 運用対策による取組			16	1.0
④ 電気の排出係数の低減 (大手電力会社が電力のCO ₂ 排出係数を2030年度に0.37 (kg-CO ₂ /kWh) まで低減すると自主的な目標としている)			453	29.0
合 計			781	49.9

※表中の数値は、端数処理により合計値と一致しない場合があります。

2. 第3次実行計画の削減目標

第3次実行計画の計画年度である2023年度までの削減目標（中間目標）を、2013年度（基準年度）比29.0%減の1,110 t-CO₂とした。

目標値は2013年度排出量から2030年度の排出量目標までを、平均的に削減した場合を想定して設定した。

表3-2 温室効果ガス排出量目標値

	2013年度 (基準年度)	2017年度	2023年度 (中間年度)	2030年度 (目標年度)
温室効果ガス排出量(t-CO ₂)	1,563	1,391	1,110	782
2013年度比	0.0%	-11.0%	-29.0%	-49.9%
2017年度比	—	0.0%	-20.2%	-43.8%

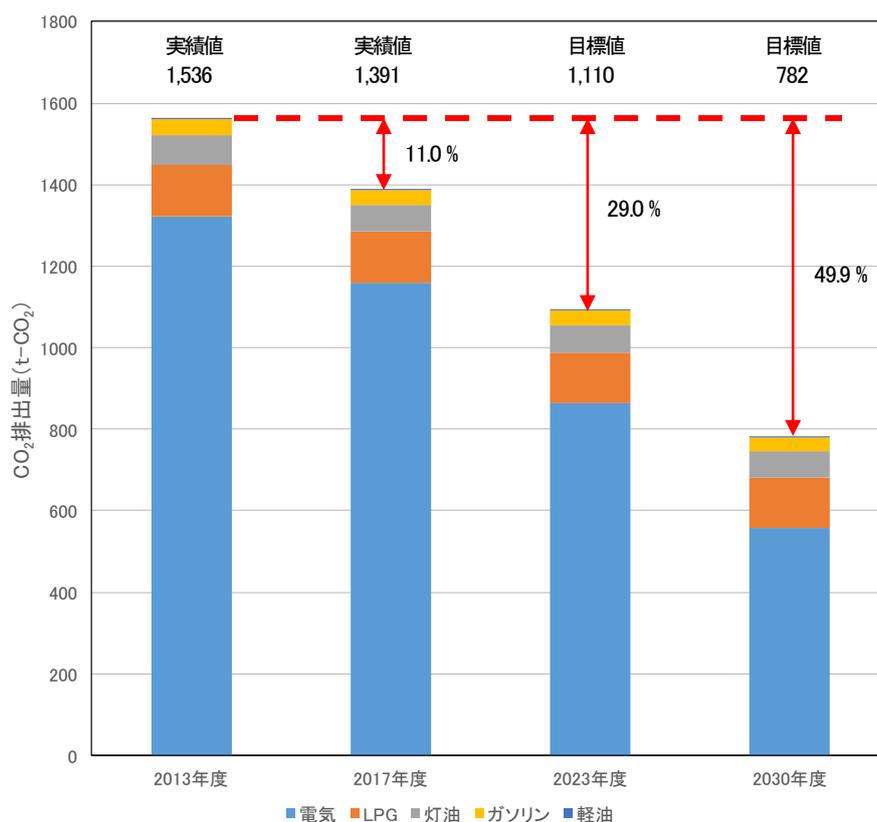


図3-1 温室効果ガス排出量の削減目標

3. 一部事務組合における施設について

里庄町が構成員となっている一部事務組合については、事務局が笠岡市にあるため、直接本計画の対象範囲にはならないが、町の事業活動が大きく関与していることもある。

これら一部事務組合において運営する施設については、本計画において具体的な数値目標は設定しないが、できる限り一部事務組合の温室効果ガス発生抑制のために協力をしていくこととする。

○里庄町が構成員となっている一部事務組合

- ・岡山県西部環境整備施設組合 ・岡山県西部衛生施設組合
- ・岡山県西南水道企業団 ・岡山県西部地区養護老人ホーム組合
- ・笠岡地区消防組合 ・井笠地区農業共済事務組合

4. 活動区分ごとの削減目標

温室効果ガスの削減目標を達成するため、活動区分ごとの削減目標及び物品の購入等における削減目標を次のとおりとする。

■活動区分ごとの削減目標（2023 年度目標値）

項目	目標値	取組内容
電気使用量の削減	6%以上	電気使用量を 2017 年度比で 6%以上削減する。
LP ガス使用量の削減	1.4%以上	LP ガス使用量を 2017 年度比で 1.4%以上削減する。
灯油使用量の削減	1.4%以上	灯油使用量を 2017 年度比で 1.4%以上削減する。
ガソリン(公用車)使用量の削減	1.4%以上	公用車のガソリン使用量を 2017 年度比で 1.4%以上削減する。
軽油(公用車)使用量の削減	1.4%以上	公用車の軽油使用量を 2017 年度比で 1.4%以上削減する。

■物品の購入・リサイクルにおける削減目標

項目	目標値	取組内容
コピー用紙使用量の削減	10%以上	コピー用紙の使用量を 2017 年度比で 10%以上削減する。
電気自動車または低公害車・低燃費自動車の導入	1 台以上	国の定める判断基準に適合する車種を少なくとも 1 台購入（更新）するとともに、インフラ整備を検討する。
ペットボトル及びその他プラスチック製容器包装のリサイクル	10%以上	対象施設における分別収集を徹底し、 2017 年度比で 10%以上増加させる。

第4章 取組

1. 目標達成のための取組内容

温室効果ガスの低減に努めるため、町の有する施設の管理、運用、物品の購入にあたり可能な限り温室効果ガス排出の少ない方策を提示し、職員一人ひとりがその方策を遵守するとともに、建物の構造、設備機器の導入及び公共工事の発注に際しては再生資材の利用を促進するなど、環境への負荷に配慮することとする。

その際には、各組織や施設での状況を勘案し、自主的かつ積極的な取組を行う。

(1) 電気使用量の削減

① 就業時間前の消灯

- ・就業時間前（8:30）以前には照明機器を点灯しない。（ただし、窓口業務等で消灯に支障がある場合を除く。）

② 昼休みの消灯

- ・天候に関わらず昼休みには消灯する。（ただし、窓口業務等で消灯に支障がある場合を除く。）

③ 窓際の一部消灯及び共用スペースの間引き消灯

- ・晴天時には、業務に支障のない箇所の一部消灯を実施する。
- ・廊下等の共用スペースについて、間引き消灯を実施する。

④ トイレ内の消灯等の徹底

- ・入るときに点灯し、出るときに人がいないことを確認後消灯する。
- ・日中のトイレで点灯が必要ないと判断される場合には消灯する。
- ・夏季において、温便座の設定温度を下げる。

⑤ 残業の縮減と最小限の点灯

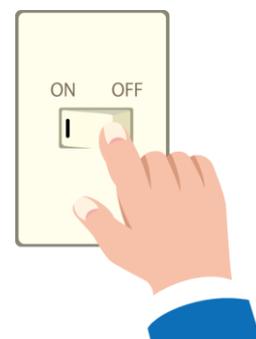
- ・毎週水・金曜日を「ノー残業デー」とし、残業の縮減に努める。
- ・「ノー残業デー」以外でも、業務内容の工夫などにより勤務時間内に業務を終了するよう努め、できるだけ残業しないように心がける。
- ・残業する場合には、自分が必要な場所のみ点灯し、不要な箇所を消灯する。

⑥ OA機器の使用管理の徹底

- ・昼休みや概ね1時間以内に使用する予定のない場合は、OA機器のスイッチオフを実施する。
- ・パソコンモニター輝度の設定を適切に行う。

⑦ 電気機器の使用管理の徹底

- ・OA機器以外の電気機器は、待機電力の消費防止のため、使用していないときや退庁

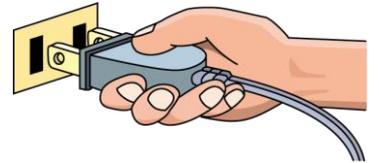


時には電源を抜くなど管理を徹底する。

・特に、電気ポットやコーヒーマーカーなどの電熱機器類は、大量の電気を消費するため、できるだけ使用を自粛する。

⑧ 退庁時の消灯等の徹底

・最後まで残った職員が消灯及び全ての機器類のスイッチオフを確認する。



⑨ 冷蔵庫・冷凍庫の使用方法の見直し

・冷蔵庫や冷凍庫の使用方法や管理などを徹底する。

⑩ 省エネルギー機器の導入

・電気製品を購入するときは、消費電力や待機電力の少ない機器を選択する。

⑪ 冷暖房温度の適正管理

・次に掲げる期間以外は、原則として冷暖房の使用はしない。

冷房期間：毎年6月1日から9月30日までとする。

暖房期間：毎年12月1日から3月31日までとする。

・上記の期間においても外気温により使用時間を短縮する。

・冷房温度は28℃、暖房温度は20℃とする。

・本庁舎を含め、施設管理者が冷暖房の適正管理を行い、とりわけ目が届きにくい本庁舎以外の施設においても適正管理を徹底する。

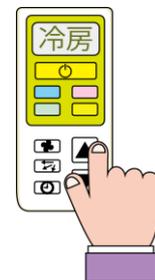
・環境省が提唱する国民運動「クールビズ」・「ウォームビズ」に積極的に取り組み、夏場はノーネクタイなど、冬場は服を多く着るなど、各自で清潔感や違和感に注意しつつ、対策を行う。

・冷房時はブラインドを閉め、外気温を遮断して冷房効果を高める。

・扇風機・サーキュレータを適切に利用して、冷暖房の効率化を図る。

・宿日直時でも同様の管理を行い、夜間つけっぱなしや低温度設定等にしない。

・窓に外気温を遮断するフィルムを貼るなどの対策を講じ、暖房効果を高める。



⑫ エレベータ利用の自粛

・大きな荷物等を運搬する場合や健康上の理由を除き、移動の際にはエレベータの使用を自粛する。

⑬ 緑のカーテンの設置

・窓際には緑のカーテンを設置し、室内の冷房設定温度を控えめにする。

⑭ 自然エネルギー設備等の導入

・太陽光発電システムの導入を検討する。

・コージェネレーション（熱電供給）システムや夜間電力を利用した蓄電設備等の導入を検討する。



⑮ 空調設備の管理の徹底

- ・室内機のフィルターや室外機のフィンの定期的な清掃を行い、運転効率の低下を防止する。
- ・室外機の日射対策（日よけ、遮熱版など）を検討し、室外機の吸い込み温度の上昇を抑えて冷房効率を向上させて消費電力を削減する。

⑯ その他

- ・二酸化炭素排出係数の小さい電気事業者、または再生可能エネルギーで電力を供給する電気事業者の利用を検討する。
- ・省エネルギー型の自動販売機への移行を推進する。

(2) 用紙使用量の削減

① 庁内メール等の活用

- ・庁内メールや掲示板等を利用し、画面で確認できるものについては極力印刷を行わない。
- ・庁舎外の機関についても紙による送付は避け、メールの活用を図る。

② 両面コピー・両面印刷の励行

- ・両面コピーや両面印刷を徹底し、紙の使用量を削減する。

③ 事務手続きの改善

- ・様式規定を見直し、用紙使用量の最小限化を図る。
- ・様式等は原則としてA4サイズとし、徹底を図る。

④ 資料作成時の配慮

- ・庁舎内外向けを問わず、資料は原則として両面印刷とする。
- ・会議資料は要約し、できるだけA4用紙1枚程度にまとめる。
- ・パワーポイントなどを活用し、紙資料の作成は最小限にする。
- ・パンフレット等印刷物の発行部数の最小限化を図る。



⑤ 裏紙の利用

- ・印刷ミスした片面印刷の用紙について、用途に応じてその裏面を活用する。
- ・コピー機器には必ずA4裏紙がセットできるトレイを設け、印刷時において裏紙印刷ができるよう設定する。



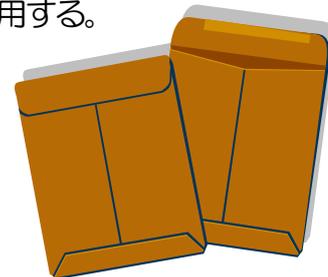
⑥ ミスコピーの防止

- ・ミスコピー防止のため、コピーの使用前後に必ずリセットボタンを押す。
- ・リセットボタンを押すよう促す紙を全コピー機に貼り付ける。

必ずリセットボタンを押しましょう！
無駄コピーを防止し、温室効果ガスの削減に努めましょう！！

⑦ 封筒使用量の削減

- ・庁舎内外を問わず、会議や打ち合わせには、原則として封筒を使用しない。
- ・庁舎内及び行政機関への発送は、原則として再利用封筒を使用する。
- ・庁内メールや掲示板を活用する。
- ・窓口での封筒の手渡しは、極力避ける。



(3) 燃料及び水道使用量の削減

① 給湯施設等の適正管理

- ・給湯施設やガスコンロ等の使用を工夫し、燃料の使用を削減する。

② 水のこまめな使用

- ・必要以外の洗い物をしない。
- ・洗剤は適量で使用し、洗い水の使用量を最小限にする。



③ 洗車時の節水

- ・公用車の洗車時には、できるだけバケツ等の溜水で洗車し、ホースで水を流したままにしない。

(4) 公用車燃料・走行距離の削減

① 公共交通機関の利用

- ・出張時には、可能な限り電車等の公共交通機関を利用する。



② ノーカーデーの実施

- ・年間を通じ、毎週水曜日を「ノーカーデー」とし、極力自動車の使用を控える。
- ・県下統一ノーマイカーデー（岡山県）及びスマート通勤（国土交通省）に積極的に協力する。

③ エコドライブの実践

- ・急加速、急発進、急ブレーキはしない。
- ・エンジンブレーキを使用し、早めのアクセルオフを行う。
- ・エアコンの使用を控えめにする。
- ・あらかじめ走行ルートを設定し、余計な距離を走らない。
- ・不要な荷物は積まない。
- ・駐停車時にエンジンを停止するアイドリング・ストップをする。
- ・タイヤの空気圧を確認する。
- ・運転日誌に必ず記入し、燃費改善を工夫する。



④ 相乗りによる効率使用

- ・目的地が近い場合は相乗り運転を励行し、効率使用に努める。



⑤ 低公害車の導入

- ・公用車の更新時には、原則、低公害車や低燃費車を導入する。
- ・電気自動車の購入を検討し、それに伴うインフラ（充電設備）整備も併せて検討する。

⑥ 駐車場利用者への啓発

- ・駐車場利用者に対して、アイドリング・ストップの協力を要請する。

(5) ごみ排出量の削減

① 使い捨て商品の持込自粛

- ・昼食などに使用している使い捨て容器や残飯、割り箸等は納品業者に回収を義務づける。

- ・イベント等の弁当については納品業者に回収を義務づける。



② 分別の徹底

- ・資源ごみの分別を徹底する。
- ・自動販売機を利用した際の空き缶やペットボトル等は、指定の場所へ返却する。

③ コピー用紙のリサイクル

- ・設置しているコピー用紙等のリサイクルボックスの適正使用に努め、紙類の分別を徹底する。

- ・所定の手続き後に保存年限の過ぎた文書は資源として活用する。

ただし、個人情報等が含まれる機密文書は適正に処分する。



④ 事務用品の再利用

- ・事務用品（フラットファイル等）は繰り返し利用する。
- ・使用済用紙（カレンダー、ポスター等）の裏面を使用する。

⑤ 容器包装の削減

- ・消耗品等の購入にあたっては、包装や容器を省いたものを購入するなど工夫し、ごみの削減に努める。

⑥ グリーン購入の推進

- ・環境に配慮した物品の購入に努める。
- ・公共工事においては、環境負荷の低減に資する工夫を採用する。
- ・事務用品等は、使い捨てのものではなく、詰め替えできるタイプのものを採用し、長期間使用できるものを購入する。



← リサイクルボックスの活用

⑦ 食品廃棄物のリサイクル

- ・食品廃棄物のリサイクルのため、生ごみ処理機器の導入を検討する。



(6) その他

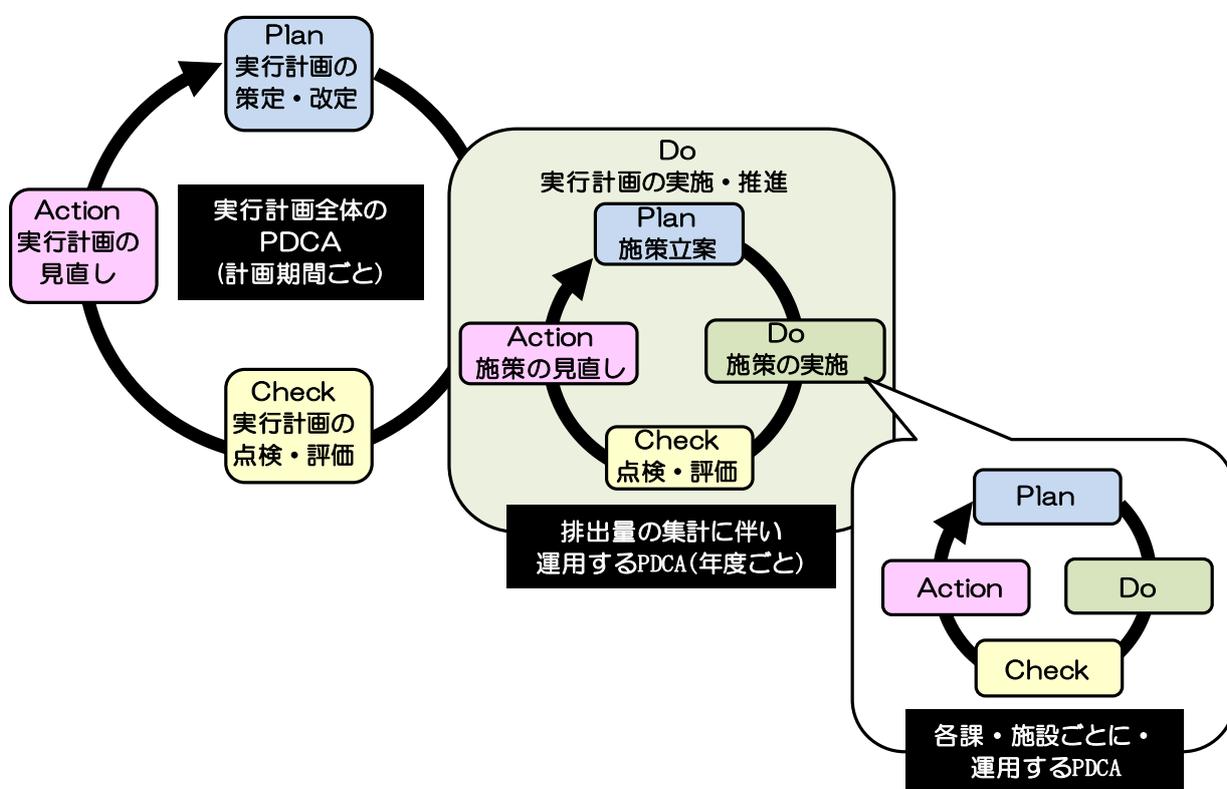
- 施設内の設備の更新時には、ESCO 事業や省エネルギー診断の実施等、先進取り組み事例を参考としつつ検討する。
- 施設内の設備の更新時には、デマンド計や BEMS の導入により制御の効率を高めて、エネルギー消費量の最適化や低減を図る。
- 施設の統合や複合化、廃止等により、縮減を図り、供給量の適正化を推進する。
- 環境に配慮した省エネルギー・省資源な設計や廃棄物の少ない施工に努める。
- 建設副産物は、発生抑制・再利用・適正処理に努める。

第5章 推進と点検・評価

1. 計画の推進・点検

本実行計画の実効性を高めるため、各部署単位において業務の特性に応じた取組を主体的に展開していくことがきわめて重要である。このため、本計画では「環境マネジメントシステム（ISO14001）」を活用適用し、推進を図っていくこととする。また、出先機関についても同システムの準用により、取組を進めていく。

【環境マネジメントシステム（PDCA サイクル）】



2. 推進体制

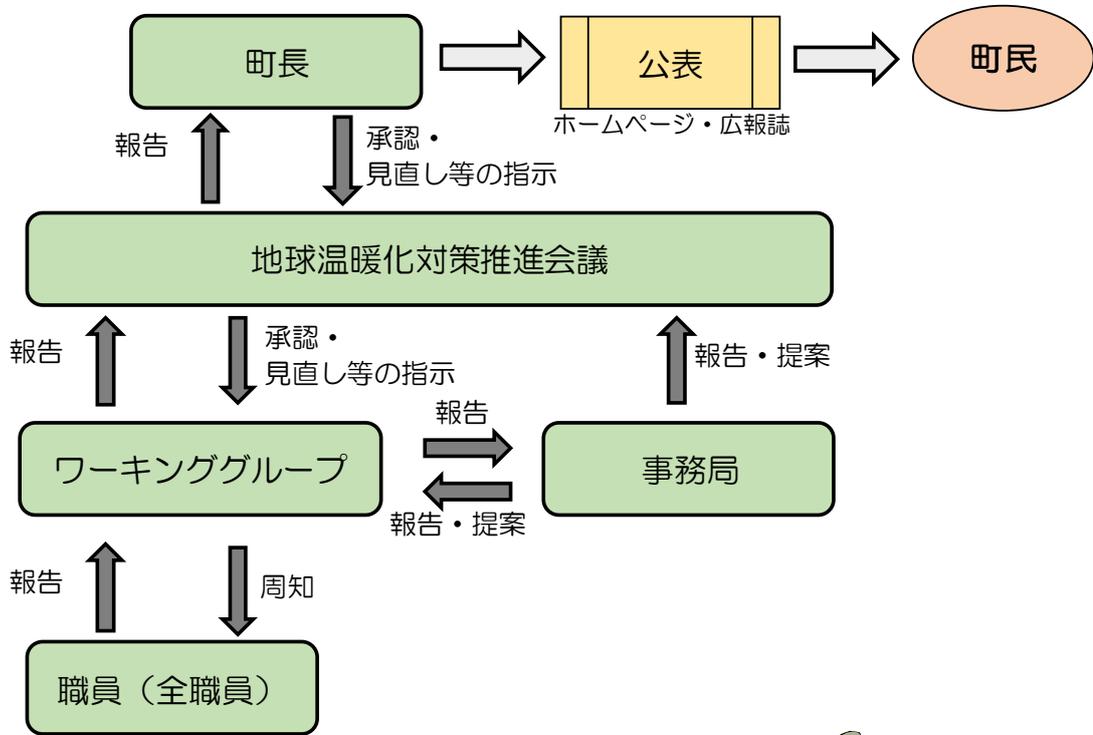
町長を環境管理総括者として、各部署における本実行計画の取組を事務局と協力して総合的な推進を図っていく。

具体的な情報の収集や調整等は、地球温暖化対策推進会議が行い、各部署におけるワーキンググループでの周知や活動量集計の報告を受け、施策の承認や見直しの指示を行う。

なお、事務局業務は総務課・町民課が共同して行い、随時地球温暖化対策推進会議への提案や報告を行うこととする。

推進体制組織図は次のとおり。

推進体制組織図



各組織の構成等は次のとおり。

組 織	構 成
環境管理統括者	町長
地球温暖化対策推進会議	会 長：副町長 副会長：教育長、会計管理者 委 員：企画商工課長、上下水道課長、健康福祉課長、 農林建設課長、国土調査室長、教育委員会事務局長、 議会事務局長 事務局：総務課(総務課長)、町民課(町民課長)
ワーキンググループ	各所属の課長補佐級職員
推進会議 ・ワーキンググループ事務局	総務課・町民課の共同

各組織の役割は次のとおり

組 織	役 割
環境管理統括者	<ul style="list-style-type: none"> • 本計画の責任者
地球温暖化対策推進会議	<ul style="list-style-type: none"> • 計画の推進に関する情報収集、調整 • 全体及び各部門の監督 • その他計画推進に必要な事項
事務局	<ul style="list-style-type: none"> • 進捗状況管理 • 活動量集計及び算定 • 計画の見直し作業 • 点検及び評価 • その他の事務
ワーキンググループ	<ul style="list-style-type: none"> • 所属での活動量の集計 • 調査研究 • 普及啓発
全職員	<ul style="list-style-type: none"> • 実行計画の取り組み項目実施、記録、ふりかえり

3. 職員の環境意識の向上

職員の環境意識の向上を図るため、次の事項を実施する。

(1) 職員対象の研修

- 地球温暖化対策を中心とした環境保全研修を随時実施する。
- 外部研修等を受講した者からの伝達研修等を企画する。

(2) 情報提供

- 環境保全に関する情報を収集・整理する。
- 職員に対し、積極的に情報提供を行い、理解を深める。

(3) 活動への参加

- 地域の環境保全活動への参加を促進・推奨する。
- ボランティア活動等に参加しやすい職場環境を整える。



4. 実施状況の点検及び評価

(1) 次に掲げる各号の年間実績量を部署ごとに適切な単位で把握する。

- ① 電気、LPG 等の使用量（各部門で個別に使用するもののみ）
- ② 灯油等の燃料使用量
- ③ 公用車の燃料使用量及び走行距離
- ④ 分別収集量
- ⑤ コピー用紙の購入量及び使用量
- ⑥ その他温室効果ガスの排出に係る諸活動量



※③の公用車走行距離については、各部署に属する公用車の走行距離を自動車運転手帳により各部署で記録しておく。

※④については集計記録表をもとに事務局で把握する。

※⑤及び⑥については物品購入担当課（総務課）が一括集計する。

(2) ワーキンググループの構成員は、毎年7月末までに前年度の実施状況を事務局へ報告する。

(3) 事務局は、毎年度の実施状況をとりまとめ、ワーキンググループの会議においてその実施状況及び結果を報告する。その上で総合的な評価を行い、里庄町地球温暖化対策推進会議に報告するとともに、広報紙やホームページ等を通じて広く町民等に公表する。

(4) ワーキンググループ会議を適宜開催し、削減目標や取組項目の見直しなどの他、運用の仕組みについても検討する。検討内容は、推進会議へ報告する。



(参考) 環境ラベル一覧

ラベル	概 要
	<p>名 称：エコマーク 概 要：ライフサイクル全体を考慮して環境保全に資する商品として認定されたものに表示されるマーク 適用品目：文房具、紙類、機器類、制服、資材等</p>
	<p>名 称：PC グリーンラベル 概 要：環境に配慮したパソコンに表示されるマーク 適用品目：パソコン（ディスプレイを含む）</p>
	<p>名 称：国際エネルギースタープログラム 概 要：パソコンなどのオフィス機器について稼働時、スリープ・オフ時の消費電力に関する基準を満たす商品につけられるマーク 適用品目：パソコン等オフィス機器</p>
	<p>名 称：省エネラベル 概 要：省エネ法により定められた省エネ基準をどの程度達成しているかを表示する制度。達成製品は緑色、未達成製品は橙色を表示。 適用品目：エアコン、テレビ等家電製品 16 品目</p>
	<p>名 称：統一省エネラベル 概 要：省エネ法に基づき、小売事業者が省エネ性能の評価や省エネラベル等を表示。 適用品目：エアコン、テレビ、電気冷蔵庫の 3 品目</p>
	<p>名 称：燃費基準達成車ステッカー 概 要：自動車の燃費性能を表すマーク。 基準達成及び基準を 5%以上、10%以上、15%以上、20%以上、25%以上上回る燃費性能を有するものにステッカー貼付。 適用品目：自動車</p>
	<p>名 称：再生紙使用マーク 概 要：古紙パルプ配合率を示すマーク 適用品目：用紙類、紙製事務製品、印刷物等</p>
	<p>名 称：グリーンマーク 概 要：原料に古紙を規定の割合以上利用していることを示すマーク 適用品目：コピー用紙、トイレットペーパー等</p>

ラベル	概要
 <p>PETボトル 再利用品</p>	<p>名称：PETボトルリサイクル推奨マーク 概要：ペットボトルのリサイクル品を使用した商品につけられるマーク 適用品目：衣類、家庭用品、文具、建築資材等</p>
 <p>低排出ガス車 平成17年排出ガス基準 75%低減 国土交通大臣認定車</p>	<p>名称：低排出ガス車認定 概要：自動車の排出ガス低減レベルを示すもので、自動車製作者の申請に基づき国土交通省が認定。 適用品目：自動車</p>
 <p>R 牛乳パック再利用</p>	<p>名称：牛乳パック再利用マーク 概要：使用済み牛乳パックを原料として使用した商品につけられるマーク 適用品目：トイレットペーパー、ティッシュペーパー等</p>
 <p>岡山県エコ製品</p>	<p>名称：岡山県エコ製品認定マーク 概要：岡山県内で現に製造・販売されている使用を促進すべき再生品（対象品目）であって、県が定める認定基準を満たした製品に付けられるマーク 適用品目：紙類、文具類、機器類、制服、資材等</p>
 <p>間伐材 環境にやさしい木材</p>	<p>名称：間伐材マーク 概要：間伐材を用いた製品に表示することができるマークで、普及啓発での使用と間伐材製品への使用の2種類ある。 適用品目：工事用看板、資材、事務用机、椅子、封筒、書架等</p>
 <p>バイオマス 登録No. 000000</p>	<p>名称：バイオマスマーク 概要：「バイオマス・ニッポン総合戦略」の普及啓発事業の一環として生まれたマークで、生物由来の資源（バイオマス）を利活用し、品質及び安全性が関連法規、基準、企画等に合っている商品を認定。 適用品目：日用雑貨、事務用品、物流・包装用品等</p>
 <p>GREEN PRINTING JFPI</p>	<p>名称：グリーンプリンティング認定制度（GPマーク） 概要：印刷業会の環境自主基準に基づき、事業者（工場等）の環境負荷低減への取組及び環境に配慮した印刷製品として認定されたものにつけるマーク。 適用品目：書籍、雑誌、カタログ、ポスター、チラシ等</p>

※環境ラベルについての詳細は、環境省ホームページを参照。

<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/f01.html>

（環境ラベル等データベース）

一人ひとりの力で地球の未来を守りましょう！

里庄町地球温暖化対策実行計画（第3次実行計画）

平成31年3月

編集・発行：里庄町 総務課・町民課

〒719-0398 岡山県浅口郡里庄町里見 1107-2

TEL：0865-64-3111 FAX：0865-64-3618

<http://www.town.satosho.okayama.jp/>
